

# 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の 流通段階における違反に係る指導の件数等

令和3年12月  
農林水産省

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の、流通段階における違反に係る令和3年度上半期（令和3年4月～令和3年9月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

## <指導の件数>

	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	計	(参考)	
				勧告	命令
令和2年度	25	33	58	1	0
令和3年度	36		36	1	0

## <指導の違反区分別の状況>

	個体識別番号 等の不表示	個体識別番号 等の誤表示	帳簿の不備	その他	計
令和2年度上半期	5	19	6	1	31
令和2年度下半期	1	28	3	1	33
令和3年度上半期	4	31	8	0	43

注：一つの指導の中で複数区分で違反となった事例があり、違反区分数の合計は指導件数と一致しない。

## <指導の対象となった事業者の業種>

	小売店	中間流通業者	特定料理 提供者	その他	事業者計
令和2年度上半期	14	9	2	0	25
令和2年度下半期	28	5	0	0	33
令和3年度上半期	25	8	3	0	36

(資料) 令和3年度上半期における指導の状況

令和3年度上半期における指導の状況  
(令和3年4月分、5月分)

施行年月	事業者所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
令和3年4月	神奈川	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年4月	長崎	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年4月	岡山	卸売業者	特定牛肉	個体識別番号を構成するロット番号の誤表示
令和3年4月	福岡	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年4月	鹿児島	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年4月	大阪	卸売業者	特定牛肉	個体識別番号を構成するロット番号の誤表示
令和3年5月	大阪	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年5月	富山	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示 帳簿を未保存
令和3年5月	大阪	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年5月	茨城	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年5月	福島	卸売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示 帳簿に個体識別番号を誤記録
令和3年5月	福岡	特定料理 提供者	特定料理	個体識別番号の誤表示
令和3年5月	岐阜	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

令和3年度上半期における指導の状況  
(令和3年6月分、7月分)

施行年月	事業者所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
令和3年6月	埼玉	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年6月	愛知	卸売業者	特定牛肉	個体識別番号の不表示
令和3年6月	宮城	卸売業者	特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録
令和3年6月	和歌山	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年6月	熊本	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年6月	山口	特定料理提供業者	特定料理	個体識別番号の不表示
令和3年7月	熊本	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年7月	愛知	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示 帳簿を未保存
令和3年7月	宮崎	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年7月	大阪	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年7月	神奈川	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

## 令和3年度上半期における指導の状況 (令和3年8月分、9月分)

施行年月	事業者所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
令和3年8月	京都	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年8月	東京	特定料理提供業者	特定料理	個体識別番号と特定料理との結びつきが不明瞭
令和3年8月	秋田	卸売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年8月	大阪	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年8月	山梨	卸売業者	特定牛肉	個体識別番号の不表示 帳簿に個体識別番号を未記録
令和3年9月	山形	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示 帳簿に個体識別番号を誤記録
令和3年9月	兵庫	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年9月	福島	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年9月	福井	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示 帳簿に個体識別番号を未記録
令和3年9月	和歌山	卸売業者	特定牛肉	個体識別番号を構成するロット番号の誤表示
令和3年9月	宮崎	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
令和3年9月	熊本	小売業者	特定牛肉	個体識別番号の誤表示 帳簿に個体識別番号を未記録

### ※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。